

最低制限価格制度及び低入札価格調査制度について

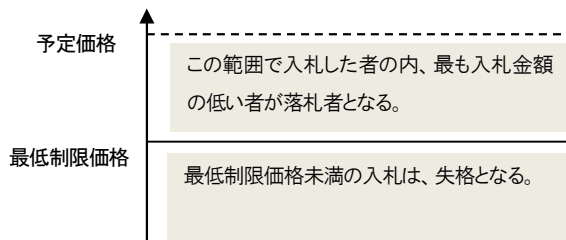
本市が電子入札システムで行う建設工事及び工事に伴う業務委託の入札について、以下のとおり「最低制限価格制度」及び「低入札価格調査制度」を適用します。

1. 対象となる工事等

- ①最低制限価格制度・・・②以外の建設工事及び工事に伴う業務委託
- ②低入札価格調査制度・・・総合評価落札方式により入札に付する建設工事

2. 最低制限価格制度

建設工事及び工事に伴う業務委託の入札において、あらかじめ設定された最低制限価格を下回る入札があった場合に、その入札者を失格とします。

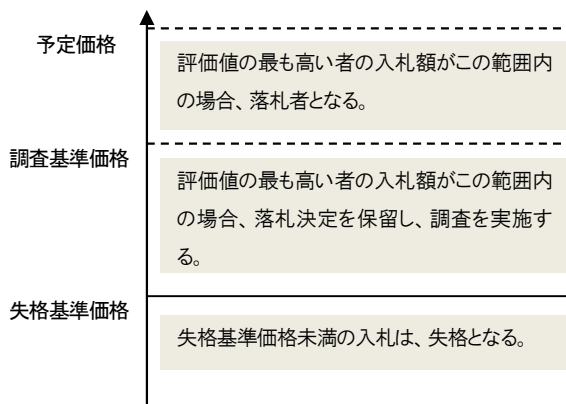


予定価格 2,600千円
最低制限価格 2,400千円

	入札金額	結果
A社	2,900千円	失格
B社	2,500千円	
C社	2,450千円	落札決定
D社	2,200千円	失格
E社	2,100千円	失格

3. 低入札価格調査制度

総合評価落札方式により入札に付する建設工事において、評価値が最も高い者の入札額があらかじめ設定された調査基準価格を下回る場合、すぐに落札者を決定せず、この契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査したうえで落札者を決定します。あらかじめ設定された失格基準価格を下回る入札があった場合、その入札者は失格となります。



予定価格 36,000千円 調査基準価格 34,000千円
失格基準価格 31,000千円

	入札金額	評価値	結果
A社	39,000千円	—	失格
B社	35,000千円	3.4920	次々順位者
C社	33,000千円	3.6001	落札候補者
D社	31,000千円	3.5981	次順位者
E社	30,000千円	—	失格

※C社から調査書類の提出を求め、調査した上で落札決定。
契約の相手方として不適当と判断された場合は、D社について同様に調査を実施。D社も不適当と判断された場合は、B社が落札者となる。

4. 最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格の算定式

単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てます。

①最低制限価格制度 **最低制限価格(税抜き) = 最低制限基本価格(税抜き) × ランダム係数**

②低入札価格調査制度 **調査基準価格(税抜き) = 低入札価格調査基本価格(税抜き) × ランダム係数**
失格基準価格(税抜き) = 失格基本価格(税抜き) × ランダム係数

5. 最低制限基本価格及び低入札価格調査基本価格の算定式

【建設工事】

最低制限基本価格及び低入札価格調査基本価格(以下「最低制限基本価格等」という。)(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てます。

下記の算式により算出した最低制限基本価格等(税抜き)が予定価格(税抜き)の9/10を超える場合は、予定価格の9/10を最低制限基本価格等とし、予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10を最低制限基本価格等とします。

(イ) 土木工事、電機通信設備工事及び機械設備工事

$$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

(ロ) 建築工事

$$(\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

(ハ) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定

【業務委託】

最低制限基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の2/3である場合は千円未満を切り上げます。

下記の(イ)(ロ)及び(へ)で算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の8.5/10を超える場合は予定価格の8.5/10を、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を最低制限基本価格とし、(ハ)で算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9/10を超える場合は予定価格の9/10を、予定価格の7/10に満たない場合は予定価格の7/10を最低制限基本価格とし、(二)(ホ)及び(ト)で算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の8/10を超える場合は予定価格の8/10を、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を最低制限基本価格とします。

(イ) 測量

$$\text{直接測量費} + \text{測量調査費} + \text{諸経費} \times 0.55$$

(ロ) 地質調査

$$\text{直接調査費} + \text{間接調査費} \times 0.9 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8 + \text{諸経費} \times 0.6$$

(ハ) 屋外での作業を主とする維持管理業務

$$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

(二) 土木関係建設コンサルタント業務

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.48$$

(ホ) 建築関係建設コンサルタント業務

$$\text{直接人件費} + \text{特別経費} + \text{技術料等経費} \times 0.6 + \text{諸経費} \times 0.6$$

(へ) 公共嘱託登記土地家屋調査士業務

$$\text{直接人件費} + \text{諸経費} \times 0.3 \quad \text{※諸経費:事務所維持経費等人件費で積算される以外の経費で、人件費の40%を標準とする}$$

(ト) 補償関係建設コンサルタント業務

$$\text{直接人件費} + \text{直接経費} + \text{その他原価} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.45$$

6. 失格基本価格の算定式

失格基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てます。

下記の算式により算出した失格基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の9/10を超える場合は、予定価格の9/10を失格基本価格とし、予定価格の7/10に満たない場合は、予定価格の7/10を失格基本価格とします。

(イ) 土木工事、電機通信設備工事及び機械設備工事

$$\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 + \text{現場管理費} \times 0.85 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

(ロ) 建築工事

$$(\text{直接工事費} \times 0.9) \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.9 \\ + (\text{直接工事費} \times 0.1 + \text{現場管理費}) \times 0.85 + \text{一般管理費等} \times 0.55$$

(ハ) 積算体系が2種以上の工事内容からなる工事については、その主たる工種の算式で算定

7. ランダム係数について

発注者及び入札参加者の意思に関係なく、電子入札システムにおける電子くじ番号及び入札書受信日時の秒(ミリ秒単位の下3桁を使用)を基に、「1.0000~1.0060」の範囲で0.0005刻みの数値をシステム内で自動決定する係数であり、入札毎に算定します。

8. 適用時期

平成31年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う案件から適用します。